

貯水槽水道のランキング表示制度について

ランキング表示制度は、登録検査機関が貯水槽水道の法定検査に合わせて、一定の基準に従い、貯水槽の評価を行い、格付けを行う制度です。

この格付けにより、優良な管理を行っているとは評価された施設は、このことを対外的にアピールすることができ、貯水槽を含むビルやマンションの資産評価を高める根拠とすることができます。

このことは、ビルやマンションの転売市場が拡大するなかで、設置者、管理者の管理へのインセンティブを大いに高めることとなります。

◇ランキング表示制度の内容

この制度は、次のような考え方にに基づき、提案されています。

1. 制度の実施主体は、公正で適切な実施が可能なように、学識経験者、行政関係者、水道事業者、登録検査機関の団体、水道事業者の団体、清掃事業者の団体、装置メーカーの団体など幅広い関係者で構成される第三者機関である「ランキング表示制度運営委員会」が実施し、登録検査機関の全国組織である一般社団法人全国給水衛生検査協会が事務局を務めています。
2. この制度は、登録検査機関が行う水道法の法定検査の結果適合とされた施設への適合施設表示（「管理適合施設」（いわゆる「Aマーク」）と水質管理や防災対策等の上乗せの基準に基づき評価し、優良と判断した施設への優良施設表示（「管理優良施設」（いわゆる「Sマーク」）を合わせた制度とし、設置者、管理者の参加確認をいただいで行う制度として実施されます。
3. この制度では、水道法の法定検査の適否と上乗せ基準への適合によって、（管理優良施設）、（管理適合施設）の2段階の評価を行うこととし、運営委員会の制定する認定書を交付することとします。
設置者、管理者が、これを適宜な場所に掲示していただくことにより、管理が優良な施設であることを対外的に証明できることとなります。

ランキング表示制度のS評価項目は、下記のとおり11項目となっております。

<管理に関する事項>

- ① 施設管理者が選任されていること。
- ② 管理に関する長期計画または年間計画が策定されていること。
- ③ 設備点検を月1回以上実施し、記録した結果を保存していること。

<水質に関する事項>

- ④ 給水栓末端の水の簡易な水質検査を週1回以上実施し、記録した結果を保存していること。
- ⑤ 過去3年間の法定検査において水質異常がないこと。

<施設に関すること>

- ⑥ 水槽周辺に六面点検ができるスペースが確保されていること、また、水槽の架台が固定されていること。
- ⑦ 貯水槽の点検時等における点検者等の安全が確保された構造になっていること（高所設置の場合の昇降、点検スペース等、屋内設置の場合の換気、照明等）。
- ⑧ スロッシング（水の揺動）対策が取られていること（耐震強度は設計用水平震度が受水槽が1.0、高置水槽が1.5以上あること）。
- ⑨ フレキシブルジョイントが設置されていること。
- ⑩ 漏水を遮断する緊急遮断弁が設置されていること。
- ⑪ 1981年以前に設置された貯水槽は、日本給水タンク工業会の貯水槽診断を受け、劣位部位については適切な処置が取られていること、又は更新計画が策定されていること。